

## ○国際ボランティア要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における国際交流及び多文化共生の推進に係る事業にボランティアとして積極的な参加を希望する者に活動の場を提供することにより、地域における国際交流の充実及び多文化共生の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「国際ボランティア」とは、次の各号に掲げるものをいい、その活動内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 語学ボランティア イベント等における通訳又は文書、書簡等に係る翻訳
- (2) 文化紹介ボランティア 知識及び技能を活かした日本文化又は外国文化の紹介等
- (3) 運営ボランティア 事業の運営スタッフとしての活動

### (登録の資格)

第3条 国際ボランティアに登録できる者は、本市の国際交流及び多文化共生の推進に関心を持ち、ボランティア活動に理解と熱意を有する団体又は満18歳以上の個人とする。

### (登録の手続)

第4条 国際ボランティアに登録しようとする者は、国際ボランティア登録申請書（様式第1号）を伊勢崎市国際交流協会（以下「協会」という。）の協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国際ボランティア登録承認書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知し、当該申請書を提出した者を国際ボランティア登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。
- 3 前項の規定により国際ボランティア登録台帳に登録された者（以下「登録ボランティア」という。）は、登録された内容に変更が生じたときは、速やかに会長に申し出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 会長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 登録ボランティアから辞退の申出があったとき。
- (2) 長期間にわたり理由なく連絡不能となったとき。
- (3) 第3条に規定する資格がなくなったとき。
- (4) 第11条に規定する守秘義務を守らなかったとき。
- (5) 不正な行為その他国際ボランティアとして不適切な行為を行ったとき。
- (6) 政治、宗教若しくは営利に関する活動又は公共の利益に反し、若しくは反するおそれがある行為を行ったとき。
- (7) その他国際ボランティアとして不適当と会長が認めるとき。

(登録ボランティアの紹介)

第6条 登録ボランティアの紹介を会長に依頼することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国及び地方公共団体又はその関係団体
- (2) 営利を目的としない国際交流及び多文化共生の推進に携わっている団体又は個人
- (3) その他会長が特に必要と認める者

(紹介の手続等)

第7条 登録ボランティアの紹介を依頼しようとする者は、国際ボランティア派遣依頼申込書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、登録ボランティアの中から適当な者を登録ボランティア本人同意の上、紹介するものとする。

3 前項の規定による紹介を依頼した者(以下「依頼者」という。)は、原則として紹介された登録ボランティアと直接交渉をするものとする。

(活動の報告)

第8条 登録ボランティアは、依頼者からの依頼により活動を行った場合は、国際

ボランティア活動報告書（様式第5号）にその活動内容等を記入し、速やかに会長に報告しなければならない。

（ボランティア保険）

第9条 協会及び依頼者は、登録ボランティアの活動に伴う傷害等に備え、必要に応じボランティア保険、傷害保険等に参加するものとする。

（免責等）

第10条 協会は、この要綱に規定する活動に伴い生じた登録ボランティア又は依頼者の損害について、その賠償の責めを負わない。

2 依頼者は、登録ボランティアの活動中に発生した事故等について、誠意をもって解決に当たらなければならない。

3 登録ボランティア又は依頼者は、登録ボランティアの活動中に問題、事故等が発生した場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条 登録ボランティアは、活動上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。登録ボランティアでなくなった後も、同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。